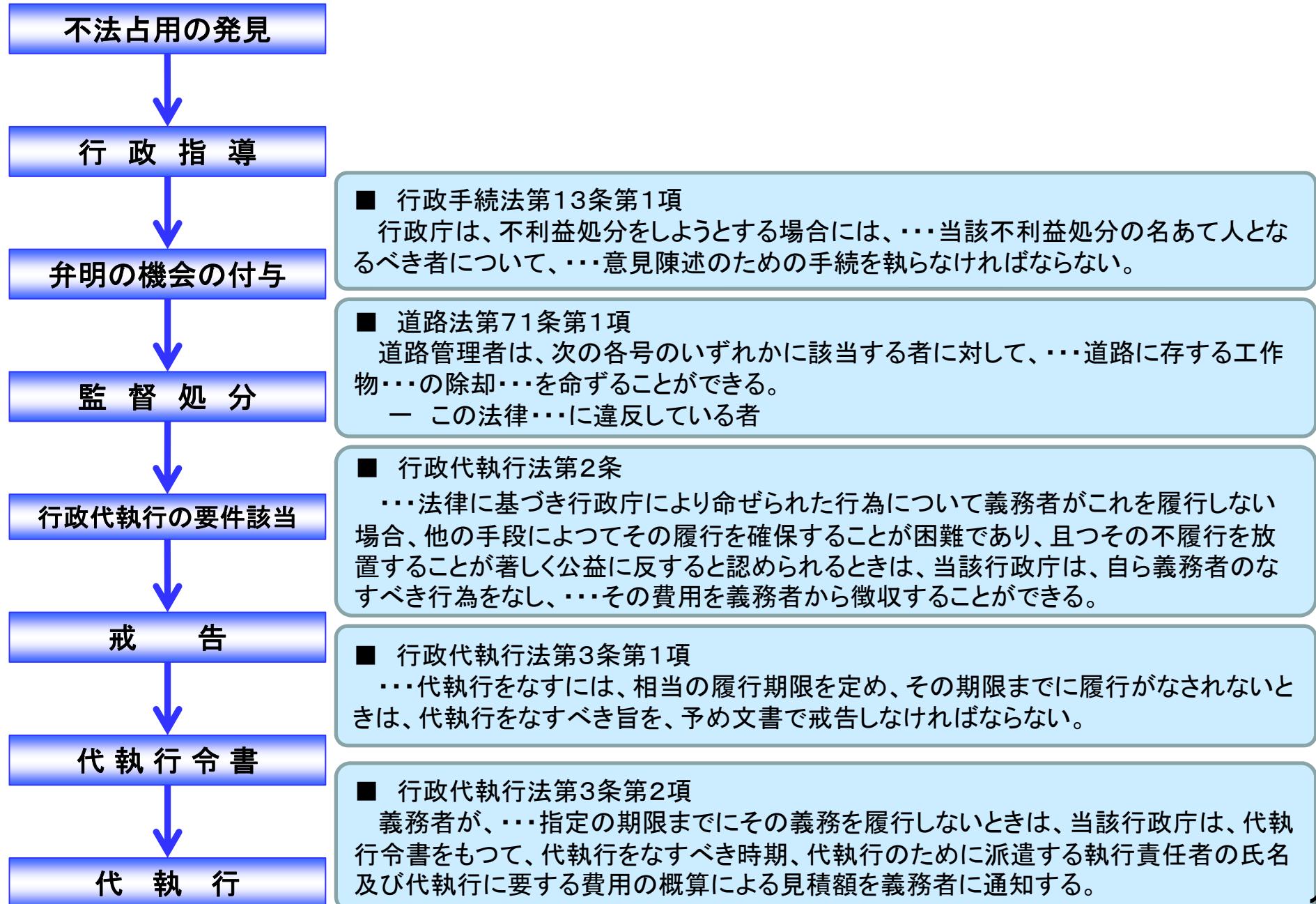


屋外広告物・自転車の除却等について

○ 行政代執行の手続



○ 屋外広告物法

措置命令

■ 屋外広告物法第7条第1項（昭和24年6月3日 法律第189号）

都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 条例に違反した広告物等について、除却等の必要な措置を命ずることができるとするもの。
- 道路法第71条第1項に同様の規定があるほか、各種法律に同様の規定が設けられている。

<道路法第71条第1項>

道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、**道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却**若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- **この法律**若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二～三（略）

○ 屋外広告物法

略式代執行

■ 屋外広告物法第7条第2項

都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

- 措置命令をする相手方が確知できない場合にまで、行政代執行法の手続を行ったのでは、かえって手續が繁雑になりすぎて実際的ではないため、略式の手続の特例を認めるもの。

＜広告板、広告塔等の掲出物件を除却する場合＞

通常、掲出物件はある程度以上の財産価値を有することから、行政代執行法の手続を完全に省略してしまうのでは、行政代執行法の精神にもとることに鑑み、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しない時には、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を「公告」しなければならぬとしている。

＜国土交通省 屋外広告物条例ガイドライン(案) 第23条第2項＞

知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

- 道路法第71条第3項に同様の規定があるほか、各種法律に同様の規定が設けられている。

＜道路法第71条第3項＞

前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者…が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

○ 屋外広告物法

代執行要件の明確化

■ 屋外広告物法第7条第3項

都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、**その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは**、行政代執行法第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

○ 行政代執行法においては、代執行を行う要件として、当該義務の不履行について、次の2つの要件が両方とも満たされる必要があるとされている。

- ①他の手段によってその履行を確保することが困難であること。
- ②その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。

○ 違反広告物等について、行政代執行の要件を明確化しているもの。

屋外広告物条例に違反した広告物については、その数が大量であるため広告物それぞれについて代執行の要件の有無を確認することが容易ではないが、命令を行ってもなお相手方が義務を履行しない場合には、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、また、違反広告物は放置されることによって違反状態のままその目的を達成してしまうために、著しく公益に反することが明らかである。

したがって、屋外広告物条例に違反した広告物の迅速かつ適確な是正を図るため、措置命令をした場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行しても期限までに完了する見込みがないときは、代執行をなすことができるとするもの。

○ 屋外広告物法

簡易除却

■ 屋外広告物法第7条第4項

都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。)又は立看板等(容易に移動させることができるとされる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。)であるときは、その違反に係る**はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。**ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならぬ場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

- 条例に違反している広告物等がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の簡易な広告物等であるときには、当該広告物等を表示等した者が分かっている場合でも簡易な除却措置ができるとするもの。

○ 屋外広告物法

簡易除却

- 各地方公共団体における「管理されずに放置されていることが明らかなとき」の運用
 - ・ 店舗等の前に設置されている看板については管理されているものと判断し簡易除却の対象としないが、それ以外については全て管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
 - ・ 警告書を貼付して、次回見回りをした時にも同様の状態で貼付されていれば、管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
 - ・ 除却すべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必要な期間を経過した後も、そのまま放置されている看板については、管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
 - ・ 店舗等の前以外の場所に設置されている看板について、店舗の場所、電話番号等が判明すれば、管理されているものと判断し、簡易除却の対象としない。

※国土交通省道路局路政課が平成23年度に実施した違法看板撤去の運用調査により把握したもの

○ 屋外広告物法

屋外広告物条例

屋外広告物法は、屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律であり、実際の屋外広告物規制は、地方公共団体(都道府県、政令市、中核市または景観行政団体である市町村もしくは歴史まちづくり法に基づく認定市町村(いずれも政令市及び中核市を除く。))が屋外広告物法に基づく条例、規則等を定めて独自に行っている。

(屋外広告物条例の制定状況)

都道府県 : 47 政令市 : 20 中核市 : 41 市町村 : 50

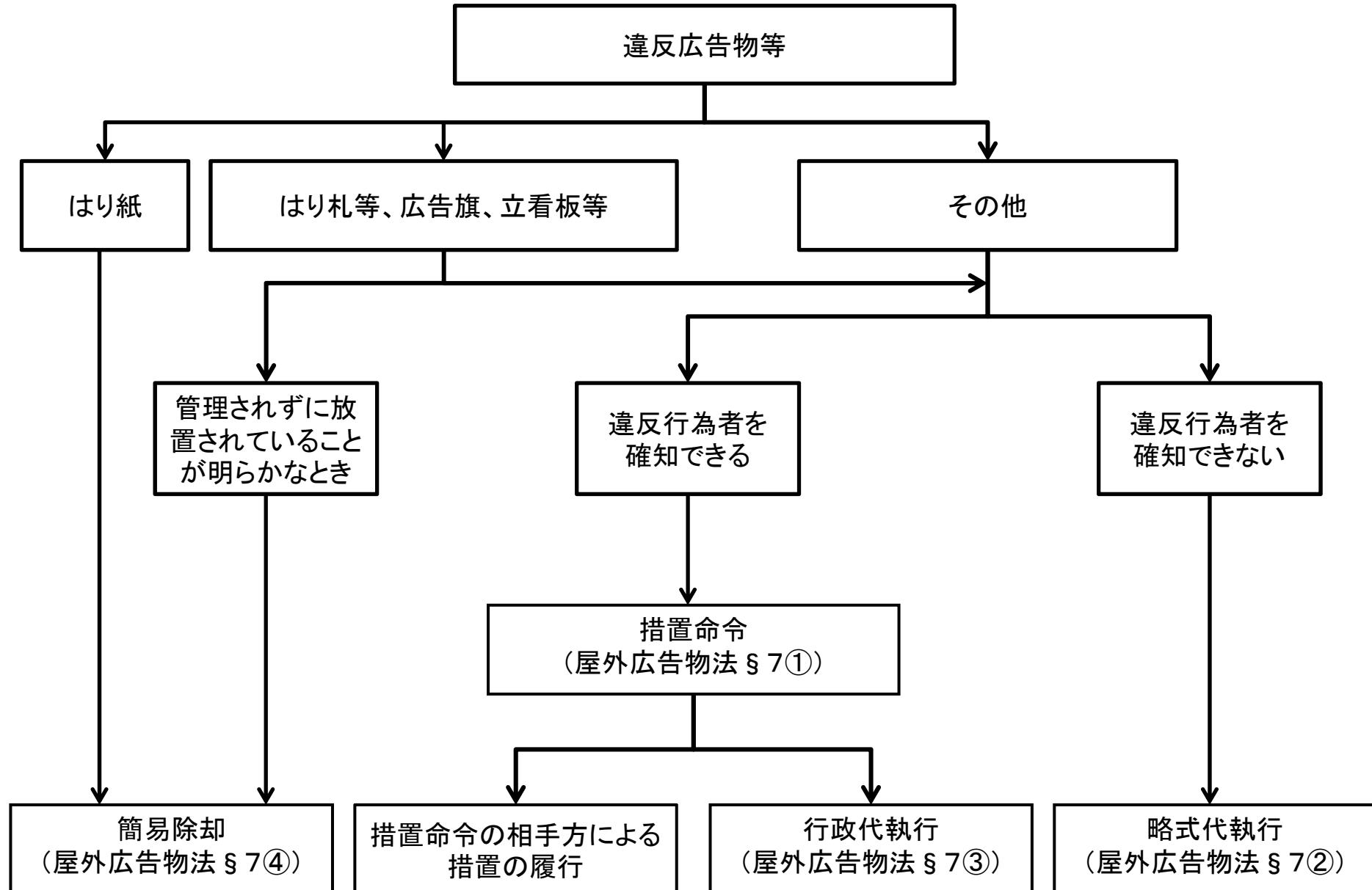
(平成24年4月1日現在)

違反に対する措置の状況

- 略式代執行（屋外法 § 7②）… 5件（平成22年度実績）
- 行政代執行（屋外法 § 7③）… 0件（平成22年度実績）
- 簡易除却（屋外法 § 7④）… 347万件（平成22年度実績）

※国土交通省都市局公園緑地・景観課が平成23年度に実施した地方公共団体に対するアンケート調査により把握したもの（一部未回答あり）

○ 屋外広告物法



○ 放置自転車対策

放置自転車の撤去及び保管

■ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和55年11月25日 法律第87号)

<第6条第1項>

市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

<第6条第2項>

市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

○ 駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において、上記法律を踏まえ、次のような条例が定められている。

<さいたま市自転車等放置防止条例>

(自転車等放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、放置された自転車等が大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれがある公共の場所について、住民の生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所を含む地域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

(放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によっては住民の生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するに当たり、ワイヤー錠等の切断その他の撤去のために必要な措置を要するときは、当該措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

3 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、住民の生活環境が脅かされていると認められるときは、当該自転車等を整理するなど必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、第1項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管するものとする。

○ 放置自転車対策

放置自転車の撤去

○ 各地方公共団体における放置自転車撤去の運用

【撤去方法】

- ・警告札の貼付後、一定時間(30分・1時間・3時間・1日・1週間など)経過後に撤去を実施している。
- ・放置自転車を撤去する旨の警告放送を5分ほど実施し、隣接する施設等への呼びかけを行ったうえで、撤去を実施している。

【撤去頻度】

- ・放置禁止区域全域について、平日のみ、午前及び午後の2回実施している。
- ・放置禁止区域をエリア毎に分類し、それぞれ平日は週に1回、土日は月に1回実施している。
- ・放置禁止区域をエリア毎に分類し、それぞれ月1回実施している。
- ・放置自転車の状況に応じて撤去を実施している。

※国土交通省道路局路政課が平成23年度に実施した放置自転車撤去の運用調査により把握したもの

○ 放置自転車対策

換価処分及び所有権の移転

■ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

<第6条第3項>

市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

<第6条第4項>

第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

- 撤去した自転車について、公示の日から一定期間経過後、保管費用の額が自転車の価値に比して著しく高額である場合に、条例に基づいて、自転車の売却を行うことができるとするもの。

<さいたま市自転車等放置防止条例>

(保管した自転車等の処置)

第12条第2項

市長は、第10条第4項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から30日を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 撤去した自転車の所有権が市町村に帰属するまでの期間を六月とするもの。